

確定申告相談の受け付けなど

担当 市民税課 TEL046(2525)8833 FAX046(2525)3150

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、いずれの場合も来場時はマスク着用の上、できる限り少人数でお越しください。

大和税務署での確定申告・相談

所得税、復興特別所得税、個人事業者の消費税、地方消費税、贈与税の確定申告書作成会場を次の通り開設します。混雑緩和のため、入場には入場整理券が必要です（入場整理券の配布状況に応じて受付を早めに締め切る場合があります）。

税理士の無料申告相談

小規模納税者の所得税、復興特別所得税、個人消費税、年金受給者・給与所得者の所得税の申告書を作成して提出できる無料申告相談会場を、次の通り開設します（土地、建物、株式などの譲渡所得がある場合や住宅借入金等特別控除を初めて受ける場合などの複雑な内容の相談および贈与税申告の方はご遠慮ください）。

○とき 2月1日（月）～3月15日（月）（土曜・日曜日、祝日を除く）▽受け付け 午前8時30分～午後4時▽相談 午前9時～午後5時（提出は午後5時まで）

※2月21日（日）・28日（日）は開設。

○ところ 大和税務署

○入場整理券 当日会場配布する他、国税庁L1 N E公式アカウントを「友だち追加」の上、日時指定すると、事前に入場整理券を入手できます。

混雑緩和のため、入場整理券を配布予定です（入場整理券の配布状況に応じて後日の来場をお願いする場合があります）。

【注意事項】

●受付時間にかかわらず、混雑状況により、相談の受け付けを終了する場合があります。

●駐車場の台数に限りがあるため、車での来場はご遠慮ください（公道での駐車場待ちは不可）。

●相続税の相談は、確定申告書作成会場では受け付けていません。

○とき 2月5日（金）・8日（月）▽午前の部 午前9時～正午▽午後の部 午後1時～3時30分

○ところ 市役所5階5-1会議室

○持ち物 前年の申告書などの控え・源泉徴収票など申告に必要な書類、筆記具、計算器具、印、マイナンバーに係る本人確認書類（マイナンバーカードまたは通知カードなどの番号確認書類および運転免許証などの身元確認書類）

●開場前の来場はできません。

イオンモール座間での確定申告・相談（スマートフォン専用）

スマートフォン専用の申告書作成会場を次の通り開設します。混雑緩和のため、入場には会場配布する入場整理券が必要です（入場整理券の配布状況に応じて受け付けを早く締め切る場合があります）。

○とき 2月16日（火）～24日（水）（土曜・日曜日、祝日を除く）▽受け付け 午前10時～午後3時30分▽相談 午前10時30分～午後4時

○ところ イオンモール座間3階イオンホール

○対象 確定申告書の作成・提出を考えているスマートフォンを利用できる方

※スマートフォンを持参してください。スマートフォンとの貸与などはしません。

予約制の確定申告相談会場を、次の通り開設します。

市役所での確定申告・相談

○予約方法 2月4日（木）～3月15日（月）午前9時30分～午後3時30分（土曜・日曜日、祝日を除く）に申込専用ダイヤル☎046(252)8830へ（予約受付期間以外は繋がりません。また、大変混み合います）

○とき 2月25日（木）～3月15日（月）（土曜・日曜日を除く）▽第1部 午前9時～9時50分▽第2部 午前9時50分～10時40分▽第3部 午前10時40分～11時30分▽第4部 午後1時～1時50分▽第5部 午後1時50分～2時40分▽第6部 午後2時40分～3時30分

○ところ 市役所5階5-1会議室

○相談できる申告内容 令和2年分の給与・公的年金所得（個人年金・その他雑所得を除く）

○対象 確定申告書の作成・一時・雑所得（公的年金を除く）、寄附金・住宅借入金等特別控除、損失・準確定（亡くなった方）申告、相続・贈与・消費税、令和元年分以前の申告

○定員 1日当たり60人（申込順。例年より少ないのでご注意ください）

【注意事項】 ●発熱や咳、喉の痛みなど風邪のような症状のある方は来場しないでください。 ●会議室入口で検温を行います。37.5度以上の発熱がある場合は入場できません。

◆作成済確定申告書の提出のみの場合 新型コロナウイルス感染症防止のため、作成済みの確定申告書の提出は市役所では受け付けません。大和税務署に直接郵送してください。

本人確認書類の例

①マイナンバーカード（個人番号カード）のみ（番号確認および身元確認書類）
②通知カードなど（番号確認書類）+運転免許証など（身元確認書類）

【注意事項】 ●通知カードは氏名、住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限り利用可。
●郵送で申告書を提出する場合は、①の写し（表面、裏面の写し）または②の写しを添付してください。
●自宅からe-Taxで送信する場合は、本人確認書類の提示または写しの提出は不要です。

医療費控除の注意点

令和2年分の確定申告から医療費控除の適用を受ける場合は、「医療費控除の明細書」の添付が必要です。平成29年分～令和元年分の医療費控除は、次のいずれかの方法で適用が可能です。

●医療費の領収書を確定申告書に添付する。
●確定申告書を提出する際に、医療費の領収書を提示する。

医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。

公的年金などが申告不要な場合

公的年金などを受給している方は、①②のいずれにも該当する場合、所得税、復興特別所得税の確定申告は必要ありません（計算の結果納税額がある場合も含む）。

①公的年金などの収入金額（源泉徴収の対象となるもの）が400万円以下
②公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下（譲渡所得は特別控除前の金額）

◆基礎控除の改正 控除額を一律10万円引き上げ、合計所得金額が2400万円を超える個人はその合計所得金額に応じて控除額が通減し、合計所得金額が2500万円を超える個人は基礎控除の適用はできませんこととされました。

今年からの変更点

基礎控除額は、個人の合計所得金額に応じてそれぞれ次の通りとなります。合計所得金額が▽2400万円以下▽基礎控除額48万円▽2400万円超2450万円以下▽基礎控除額32万円▽2450万円超2500万円以下▽基礎控除額16万円▽2500万円超▽基礎控除額0円

【注意事項】 ●公的年金などのうち、所得税法第203条の7（源泉徴収などを要しない公的年金など）の規定の適用を受けるものは除きます。
●所得税、復興特別所得税の還付を受けるためには、確定申告書を提出する必要があります。

国税庁ホームページ「タックスアンサー」

タックスアンサーは、国税に関するインターネット上の税務相談室です。よくあるご質問に対する回答を税金の種類ごとに調べることができます。また、キーワードによる検索もできます。確定申告書作成の参考として是非ご利用ください。詳しくは、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）をご覧ください。

◆本人確認書類の例
①マイナンバーカード（個人番号カード）のみ（番号確認および身元確認書類）
②通知カードなど（番号確認書類）+運転免許証など（身元確認書類）

◆基礎控除の改正
控除額を一律10万円引き上げ、合計所得金額が2400万円を超える個人はその合計所得金額に応じて控除額が通減し、合計所得金額が2500万円を超える個人は基礎控除の適用はできませんこととされました。

申告書にはマイナンバーの記載が必ず必要です

税務署で申告書を提出する場合、本人確認のため、申告する本人の本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

◆本人確認書類の例
①マイナンバーカード（個人番号カード）のみ（番号確認および身元確認書類）
②通知カードなど（番号確認書類）+運転免許証など（身元確認書類）

国税庁ホームページ「タックスアンサー」

タックスアンサーは、国税に関するインターネット上の税務相談室です。よくあるご質問に対する回答を税金の種類ごとに調べることができます。また、キーワードによる検索もできます。確定申告書作成の参考として是非ご利用ください。詳しくは、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）をご覧ください。